

## 4. 【督促状について】

Q 1 昨年度まで学校校納金より口座引き落とされてたはずだが？

A

令和7年度より学校給食費・日本スポーツ振興センター共済掛金は市で徴収管理を行うこととなりました。【公会計化】（下記リンク参照：令和7年1月学校経由にて案内送付）

そのため、昨年度まで各校で登録されていた口座からは引落できませんので再度、口座登録の手続きが必要となります。

詳細は下記リンクをご参照ください。

▼学校給食費等に関する大切なお知らせ

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/102/124390.html>

Q 2 支払いをしたはずなのに給食費の督促状が届いたのはなぜですか？

A

下記の要因が考えられます。

### (1)口座登録をしている方

①資金不足により正常に引き落としができていない。

→通帳をご確認いただき「ガッコウキュウショクヒ」で引き落としがされているかご確認ください。

②口座登録時の内容に不備があり、正常に登録ができていない。

→確認いたしますので、学校保健給食課(TEL:231-1344)へご連絡ください。

### (2)納付書払いの方

①支払期日を過ぎて支払いを行った。

→督促対象の支払い期分をすでにご入金であれば、督促状は行き違いですので、破棄ください。

②支払う期を誤った。

→お手元の未払いの納付書をご確認ください。

Q 3 督促状が届く住所を変更したい。督促状が届かない。

A

学校保健給食課(TEL:231-1344)へご連絡ください。